

《資料 1》

江川・鴨島公園 使用要領

江川・鴨島公園の使用について、次のとおり使用要領を定める。

1. 公園の全部または、一部を独占して使用する場合は、使用7日前までに公園利用許可申請書を提出すること。
2. 定期的な使用が予定されている場合は、2ヶ月先までの申請が可能。
3. 使用にあたっては、立木・施設等の破損をしないこと。なお、破損した場合は申請者の負担において復旧すること。
4. 犬の糞は持ち帰ること。
5. 使用後、ゴミ等は必ず持ち帰ること。
6. 施設に備え付けの器具等は、使用後元の場所に返すこと。
7. 公園内での花火、キャンプ、ゴルフ練習は禁止する。
8. 公園内は禁煙とする。
9. 公園駐車場以外の場所に、車両を乗り入れないこと。（路上駐車禁止）
10. 公園利用者及び関係者以外の者の駐車場使用は禁止する。
11. 許可を受けて使用する場合、時間は厳守すること。
12. 他の人の迷惑にならないように使用すること。